

仕様書

1. 件名

電話の増移設工事および現状復旧工事一式

2. 作業内容

独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下、PMDA）においては、現在第四期中期計画の方向性や今後数年の採用計画等を踏まえ、また、職員間のコミュニケーションの活性化を図るために、オフィスレイアウトの見直しの検討を進めており、これを契機に、働きやすい職場環境を構築することや働き方改革の一環として将来を見据えた職場作りを目指してオフィス環境整備を進めることとしている。

本件は、上記計画を踏まえたレイアウト変更に係る電話工事一式（増設工事、設定変更作業、現状復帰工事）を依頼するもの。

3. 契約の範囲

契約の範囲は、本仕様書に基づく装置の設計・据付・調整・試験の全般に渡る一切とする。

4. 電話交換機の種別

○PMDA（東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル）

- ・富士通（株）製「LEGEND-V」
- ・富士通（株）製「IP-Pathfinder S」

5. 履行（納入）場所

独立行政法人医薬品医療機器総合機構内 事務室
（東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル）

6. 実施予定日

- ① レイアウト変更関連工事 平成30年10月上旬～平成31年1月中旬
- ② 現状復帰工事 平成31年 1月下旬～平成31年3月下旬

- ・ ①の幹線ケーブル敷設については、期間中月1～3回程度週末作業が発生する。また、フロア内のケーブル敷設については、他工事の施工者と作業日程を調整の上実施すること
- ・ ①の実施期間のうち、騒音、異臭を伴わない近隣フロアに迷惑のかか

らない範囲の工事であれば平日実施可とする。なお、②については、平日実施可とする。

- ・ 具体的な作業実施日については、別途相談とする
- ・ 移設、増設及びこれらに伴う電話交換機設定作業等についてはPMDAが指定する期日までに完了すること

7. 工事概要

- (1) 本調達に係る関連フロアの電話機移設、設定変更及び増設数は以下のとおり

<東ウイング>

フロア	幹線上限	レイアウト変更後 幹線数	幹線空き数	幹線敷設要否
19階	100	60	40	
18階	150	0	150	
13階	150	133	17	
12階	100	79	21	50P追加
11階	150	117	33	
10階	150	63	87	
9階	100	56	44	
8階	100	130	-30	50P追加
7階	100	131	-31	50P追加
6階	100	53	47	

<西ウイング>

フロア	幹線上限	レイアウト変更後 幹線数	幹線空き数	幹線敷設要否
19階	150	91	59	
14階	100	13	87	
13階	150	127	23	
12階	100	79	21	
11階	100	96	4	100P追加
10階	100	76	24	
9階	150	86	64	
8階	150	97	53	
7階	100	56	44	
6階	100	20	80	
3階	100	0	100	

- ・ 移設については既存電話機を流用すること（全体の1割程度は多機能電話機）
 - ・ 新設についてはPMDAが準備した多機能電話機を使用すること
 - ・ 多機能電話機を新設する際、電話交換機に基盤の搭載等が必要な場合は合わせて行うこと
 - ・ 内線番号、外線着信順、ピックアップグループ、相手方表示番号その他各種設定については別途指示
 - ・ 当該作業には全ての交換機設定作業を含む
- (2) 10階配線室から7F東、8F東、12F東フロアへの新規幹線ケーブルの敷設 (50P×3)
- (3) 10階配線室から11F西フロアへの新規幹線ケーブルの敷設 (100P)
- (4) 各フロアにおける室内新規ケーブル敷設 (10P×10箇所以上)
- (5) 本仕様に記載が無い場合でも、技術上または設備を施工する上で必要と思われる事項はPMDAの指示・承諾を得て施工すること
- (6) 富士通（株）製電話交換機「LEGEND-V」と接続可能なコードレス多機能電話機3台を増設すること。尚、コードレス多機能電話機も本調達に含む。設置場所、内線番号、ピックアップグループ等については別途指示

8. 業務遂行上の注意事項

- (1) 既設回線運用に影響を与えずに作業を実施すること
- (2) 調達機器の設置・調整・試験時には、既存設備に影響を与えないようにすること。万が一、影響を与えた場合には、PMDAの指示のもと請負者の責任において速やかに復旧を行うこと
- (3) 同時期に行う間仕切り、電源、LAN工事等を行う他の施工会社と協調し作業を行い、必要に応じ全体工程会議に出席すること
- (4) 応札前に要望があった業者については、既設設備を確認することができる
- (5) 応札後に、現地調査を行い作業上及び工程上の問題点を洗い出し、対処法について検討を行うとともに、作業実施2週間前までに作業計画書を必ず提出すること
- (6) 新霞が関ビル管理会社への手続き等は、受注者の負担にて行うものとする
- (7) 壁面貫通処理時には防火処理を行うこと
- (8) 通信機新設及び移設以後、簡易に行える端子及びケーブル芯数(100P以上)には十分な余力を持たせること
- (9) 電話機移設及び新設作業について、レイアウト変更前は従前の設定で

運用可能な状態としておくこと。かつ、作業終了後翌営業日には移設及び新設先フロアにおいて運用が可能なようにすること

- (10) 施工完了後、PMDA職員立会の下、動作確認を行うこと。電話機移設及び増設作業を行った翌営業日については、不測の事態に備え作業員を終日常駐させること。また、必要に応じ以降の日程についても対応を図ること
- (11) 疑義の解釈義が生じた場合、PMDAと受注者双方で協議の上、決定すること

9. 適用事項

本仕様書による他、関係法令を適用する。また、業務上必用とする製品企画等については、電気学会電気規格調査会標準規格(JEC)、日本工業規格(JIS)、日本電気工業会標準規格(JEM)を準用する。

10. 安全管理

- (1) 受注者は「労働安全衛生規則」その他の関係法規に応じ、適切な防衛措置を講じなければならない
- (2) 火災、盗難その他災害事故防止の為、対策や十分な措置を講じた後でなければ施工することができない
- (3) 建造物や、その他第三者の財産に危害をあたえないよう留意し必用に応じ保護対策を講じなければならない
- (4) 全各号により生じた損害については、受注者が一切の責任を負うものとする

11. 提出書類および納期

- 作業計画書 1部 (平成30年10月3日までに提出)
- 完成図書 1部 (平成31年3月31日までに提出)
- 試験成績書 1部 (平成31年3月31日までに提出)
- 図面及び写真 1部 (平成31年3月31日までに提出)

12. 検収

全ての納品が完了した後、PMDAが確認し、検収を終了する。

13. 保証等

- (1) 設置した機器及び設備の保証期間は、引渡し日より1年とし、期間内に生じた事故において受注者の不備によるものについては、無償で修復すること
- (2) 納入設置後に発生した納入物品の不具合、修理等その他障害について、

製造物責任法 (PL法) による適切な措置を講ずることができる製品であること

1 4. 秘密保持

- (1) 受注者は、受注業務の実施の過程で PMDA が開示した情報（公知の情報を除く。以下同じ。）及び受注者が作成した情報を、本受注業務の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること。
- (2) 「秘密保持等に関する誓約書」を別途提出し、これを遵守しなければならない。
- (3) 機密保持の期間は、当該情報が公知の情報になるまでの期間とする。

1 5. その他

- (1) 本調達に係る部材費、労務費その他一切の経費は落札者において負担すること。但し電話機の移設については既設のものを用い、新設についてはPMDAが用意する電話機を設置することとする
- (2) 本業務のレイアウト改修スケジュールおよび詳細な作業工程表については、希望者に対して個別に示すこととするので、希望者はPMDA担当者に9月18日(火)までに連絡すること
- (3) 作業に際しては、予めPMDA担当職員と経路、駐車場、エレベータの使用について、打合せの上実施すること
- (4) 当該事業に対しては、万全の体制で実施し、誠実に履行すること
- (5) 同業務に関して深い知識及び経験を有する選任の担当者を置き、必要に際し直ちに支援できる体制を確保していること
- (6) 稼働中の通信機器の正常動作を保証し、通常業務に重大な影響を与えないこと
- (7) 詳細等については、別途打合せの上行うこと
- (8) 本業務において知り得た秘密は、これを公にしてはならない

1 5. 本件に関する照会先

独立行政法人医薬品医療機器総合機構
総務部総務課 中村 裕哉
電話：03-3506-9541
e-mail：nakamura-hiroya@pmda.go.jp

以上